



83-15

錫に関する問題の件

外務省

昭和廿三年六月廿九日

四月七日附S C A P I N 一八七八号指令に依り日本における錫の現量約十三%はインバウンス以来の進りである。

四月七日附の最近の分まで含めて大體次の進りである。

第一次集積分(合計) 一、九二八、四七八

第二次集積分(今回の分) 〇、〇〇〇

政府手持 〇、〇〇〇

逓信省 一、三二五、〇〇〇

大藏省 一、〇〇〇、〇〇〇

海上保安廳 一、〇〇〇、〇〇〇

復興料 五、〇〇〇、〇〇〇

原料質易公團 二、〇〇〇、〇〇〇

民間所有(約半数) 四、〇〇〇、〇〇〇

(注) 此の外農林省保有分及民間所有に於て未報告分若干がある。

裏面白紙

278

之が対策に關しては六月三日關係省に於いて會議の結果第一
 次集積中の關ノ一ノ一は六月三日關係省に於いて會議の結果第一
 解除を要請する外一既集積分を購入する形式をもつて解決する
 こと係官の意見の一致を見たことには既報の通りである
 右に對して六月廿八日P氏の意向を尋ねた所「ステール
 ン及「ブレイン」の「ス」の「P」の「七十五」は無條件
 現在まで判明した前項「」に該当する錫約七十五屯は無條件
 日本に對する現狀及遂を回避する必要あること
 は「」の「」に於いて十分承知して居るもので世界錫割當委員會
 の決定の範圍内におもて現在集積したものを併貨で所量最
 日本に對する現狀及遂を回避する必要あること
 多分前者の方法を採るべからず「」に於いて十分承知して居る
 之を内定し、場合の決濟代金は多分「」に於いて十分承知して居る
 使用する意向と鑑み、本等において至急所要量を取極め「」に
 以上「」の意向と鑑み、本等において至急所要量を取極め「」に
 連絡の意向と鑑み、本等において至急所要量を取極め「」に
 運轉省においては、必要である。共に特殊財産局よ
 尙運轉省においては、必要である。共に特殊財産局よ
 運轉省においては、必要である。共に特殊財産局よ
 前記三五〇二〇二〇四〇分付で解決の方「」に於いて十分承知して居る

裏面白紙

が右写
る意
向
で
あ
る
と
洩
し
て
い
る。
C
P
C
は
C
T
S
と
協
議
の
結
果
善

裏面白紙